落　札　者　等　の　公　示

日本電信電話株式会社公告第１号

次のとおり落札者等について公示します。

平成26年４月16日

日本電信電話株式会社　情報ネットワーク総合研究所
企画部　総務経理グループ　会計契約担当課長　岩崎　純一
（東京都武蔵野市緑町３－９－11）

［掲載順序］

①品目分類番号　②調達件名及び数量　③調達方法　④契約方式　⑤落札決定日（随意契約の場合は契約日）　⑥落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所　⑦落札価格（随意契約の場合は契約価格）　⑧入札公告日又は公示日　⑨随意契約の場合はその理由　⑩指名業者名（指名競争入札の場合）　⑪落札方式　⑫予定価格

◎調達機関番号　109　◎所在地番号　13

①３　②水素　③購入等　④随意　⑤26. 3. 31　⑥株式会社鈴木商館　東京都板橋区舟渡１丁目12番11号　⑧25. 12. 19　⑨ａ「不落」

落　札　者　等　の　公　示

日本電信電話株式会社公告第２号

次のとおり落札者等について公示します。

平成26年４月16日

日本電信電話株式会社　情報ネットワーク総合研究所
企画部　総務経理グループ　会計契約担当課長　岩崎　純一
（東京都武蔵野市緑町３－９－11）

［掲載順序］

①品目分類番号　②調達件名及び数量　③調達方法　④契約方式　⑤落札決定日（随意契約の場合は契約日）　⑥落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所　⑦落札価格（随意契約の場合は契約価格）　⑧入札公告日又は公示日　⑨随意契約の場合はその理由　⑩指名業者名（指名競争入札の場合）　⑪落札方式　⑫予定価格

◎調達機関番号　109　◎所在地番号　13

①26　②真空対応型低温共焦点顕微測定用インサート　１式　③購入等　④随意　⑤26. 3. 25　⑥ロックゲート株式会社　東京都文京区本郷１－11－12　⑧26. 3. 5　⑨ｄ「互換性」

落　札　者　等　の　公　示

日本電信電話株式会社公告第３号

次のとおり落札者等について公示します。

平成26年４月16日

日本電信電話株式会社　情報ネットワーク総合研究所
企画部　総務経理グループ　会計契約担当課長　岩崎　純一
（東京都武蔵野市緑町３－９－11）

［掲載順序］

①品目分類番号　②調達件名及び数量　③調達方法　④契約方式　⑤落札決定日（随意契約の場合は契約日）　⑥落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所　⑦落札価格（随意契約の場合は契約価格）　⑧入札公告日又は公示日　⑨随意契約の場合はその理由　⑩指名業者名（指名競争入札の場合）　⑪落札方式　⑫予定価格

◎調達機関番号　109　◎所在地番号　13

①26　②チタンサファイヤ超短パルスレーザシステム　１式　③購入等　④随意　⑤26. 3. 25　⑥スペクトラ・フィジックス株式会社　東京都千代田区九段南２－３－14　⑧26. 3. 5　⑨ｂ「排他的権利の保護」

報　告

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成26年４月16日

独立行政法人国立病院機構

◎調達機関番号　597　◎所在地番号　13

１　改正された規則の名称等

独立行政法人国立病院機構政府調達に関する協定等に係る物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程

（http://www.hosp.go.jp/disclosure/cnt1-0_000438.html参照）

２　この公表に関する問合せ先

独立行政法人国立病院機構企画経営部指導課
ＴＥＬ03－5712－5068

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成26年４月16日

独立行政法人家畜改良センター

◎調達機関番号　526　◎所在地番号　07

１　改正された規則の名称等

独立行政法人家畜改良センターの物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める規程

（http://www.nlbc.go.jp/pdf/kouhyo/tetuzukitokurei.pdf参照）

２　この公表に関する問合せ先

独立行政法人家畜改良センター総務部管財課
ＴＥＬ0248－25－2233

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2013年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成26年４月16日

独立行政法人農畜産業振興機構

◎調達機関番号　569　◎所在地番号　13

政府調達に関する協定等に係る物品等又は特定役務の調達手続細則

（趣旨）

第１条　この細則は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）その他の国際約束を実施するため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いについて、独立行政法人農畜産業振興機構契約事務細則（以下「契約事務細則」という。）の特例を設けるとともに、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この細則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　物品等　動産（現金及び有価証券を除く。）及び著作権法（昭和45年法律第48号）第２条第１項第10号の２に規定するプログラムをいう。

⑵　特定役務　改正協定の附属書Ⅰ日本国の付表５に掲げるサービス及び同附属書Ⅰ日本国の付表６に掲げる建設サービス（本細則において「建設工事」という。）に係る役務をいう。

⑶　調達契約　物品等又は特定役務の調達のため締結される契約（当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業（建設工事を除く。）にあっては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第57号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。）をいう。